



		計画時の想定	備考	現時点での状況（変更点）	分析
事業効果の定量的分析	費用便益分析	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B / C = (便益総額)</li> <li>B = (総費用)</li> <li>C =</li> </ul> 計画時点において、費用便益分析の手法が確立されておらず、算出できず。		<ul style="list-style-type: none"> <li>・ B / C = (便益総額) B = (総費用) C =</li> </ul> <b>【想定される民間事業者の事業活動による経済活性化効果】</b> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 事業活動に伴う地域雇用 常時雇用 200 名 / 年、臨時雇用 50 名 / 年</li> <li>・ 事業者所有の建物や土地に対する固定資産税 建物：約 500 万円/年、土地：約 1,400 万円/年(約 23ha)</li> <li>・ 事業活動に伴う設備投資 食品生産加工施設の建設（約 120 億円）、果樹園・体験農場等の整備（約 2 億円）</li> <li>・ 公園内の事業用地の売却及び賃貸収益 売却：約 14 億円(約 23ha)、賃貸：約 200 万円/年(約 10ha)</li> </ul>	行政が整備する箇所は、事業地内の道路、水路及び中央の広場であり、また広大な法面や緑地は森林緑地の復元施設であるため、通常の公園とは整備趣旨が異なる。 さらに、その他の部分は、PPP（公民協働）という手法により民間事業者が整備を行っているため、公園整備事業の便益に民間事業者の事業活動が大きく影響することとなる。 そのため、自然公園や都市公園とは違い一般的な費用便益分析に当てはまらず、現時点においては、民間事業者の便益範囲も明確でないため B/C の算出には至らないが、民間事業者の事業活動による経済活性化効果を左記のとおり想定する。 また、左記の想定される常時雇用 200 名は、岬町の完全失業者数 507 名（平成 12 年度国勢調査資料より）の約 4 割に相当する雇用である。
	その他の指標（代替指標）				
事業効果の定性的分析	安全・安心	健康・生きがい・リフレッシュなどの府民ニーズを取り入れ、民間のノウハウを積極的に活用する多目的公園として整備する。	・ 受益者など地域住民府民	事業地周辺の自然林を保全し、用地造成後の切土法面の緑化をすすめ早急に森林地を再生する。さらに、切土を活かした自然型排水路等の整備することで、事業地内外の土砂災害・水害等の防止に努める。 進出事業者による無農薬栽培果樹園の整備や資源循環型の事業活動を実践した食品生産・加工施設の整備により、安全・安心な「食」の生産加工が行える。 個々の事業者が環境に影響のないレベルにまで処理した水を利水池に集約し、その処理水を施設内に散水する等の水循環を実践することで事業地外の環境への影響を小さくする。	岬町多奈川地区整備促進協議会による検討を重ねた結果、PPP 手法導入による多目的公園整備の具体化が図られた。  <b>【土地活用検討の経緯】</b> 平成 8 年 12 月 岬町多奈川地区整備促進協議会の設立 平成 9 年 4 月 土地利用計画に関する調査研究及び多目的公園にふさわしい道路計画・緑化に関する検討を実施 平成 10 年 3 月 協議会にて、民間の力、ノウハウを活用した多目的公園とするための「7つのイメージコンセプト」を発表 平成 10 年度～ 土地利用の事例研究を行うとともに、約 250 社の企業へ誘致活動を行った 平成 17 年 4 月 多奈川協議会に「企業立地推進調整部会」を設置 平成 17 年 9 月～平成 18 年 3 月 多目的公園土地利用計画図、イメージパースの作成及びインフラ施設の設計を実施 平成 17 年 12 月 土地利用の基本コンセプト案を作成 府民意見の募集実施 平成 18 年 2 月 基本コンセプトの策定 平成 18 年 7 月 基本コンセプトに沿った事業活動が期待できる企業 2 社と交渉中
	活力		・ 受益者など地域住民府民	「自然の再生」及び「国土の保全」による自然生態の保護や観察活動を通じた環境学習や、「農業体験」・「食品加工施設の見学」による食育などの社会貢献が図られる。 民間事業者の整備施設に加えて、多目的広場（スポーツ関連施設等）やハイキングコース等の整備に伴う地域住民と都市部住民との交流により、地域の活性化が図られる。 多目的広場やハイキングコース等を府民が利用することで、スポーツ振興や健康増進が図られる。 事業地に進出した民間事業者が周辺地域の気候に応じた食品生産加工施設や果樹園・体験農場等の建設に伴う設備投資により地域振興が図られる。 民間事業者が食品生産や加工をおこなうことによる常時雇用（200 名 / 年）や、果樹園や体験農場等の収穫時期には臨時雇用（50 名 / 年）などの地域雇用が期待できる。	
	快適性		・ 受益者など地域住民府民	動植物の生息環境の復元や地区内再生森林の再生及び周辺自然林の保全を目指して、事業地内にせせらぎや親水池等の整備により施設を訪れる府民や地域住民が親しめる豊かな緑・水環境がある「さとやま空間」を造り育て、府民の癒し・憩いの場を提供する。	
	その他		世界標準の国際拠点空港の造成に貢献	国家プロジェクトである関空 2 期事業に必要な 7,000 万 m <sup>3</sup> の土砂を供給した。その結果、無償で約 60ha の平地を造成することができた。	
自然環境等への影響と対策		「大阪府環境影響評価要綱」及び「大阪府環境影響評価技術指針」に基づき、本事業計画地周辺の状況を把握するとともに、本事業の実施が環境に及ぼす影響とその対策について検討を行う。		土砂採取・用地造成工事により失われた自然環境を回復復元するための緑化整備の内容については自然環境の保全、周辺自然環境との調和等の観点から施設の整備に努める。 果樹園等の整備に対しては、原則的に無農薬栽培を行うなどの環境への影響を限りなく小さくするよう配慮する。 自然環境に応じた植生の配置などの適切な緑化整備に努め、残地森林部・法面緑化部・平面緑化部を合わせて 60%以上の緑地を確保する。 事業地周辺は、良質な水源による豊富な湧水に恵まれ、貴重な植物が多く存在する。そのため、全国的にも類を見ないほどの大規模なビオトープ（復元池）を整備し、植物のサンクチュアリ（聖域）としての生育環境を形成する。	自然環境を可能な限り回復・復元するとともに、周辺の環境に及ぼす影響を可能な限り軽減するよう努めることから、事業内の環境は事業着手前の状態と同程度に回復すると予想され、種の多様性は確保されるものと考えられる。また、重要種を育むビオトープ等を通じて、岬町周辺の貴重な自然環境の保全と環境学習に役立てる。
その他特記すべき事項		基本コンセプトに沿った事業活動が期待できる企業 2 社と進出実現に向けた交渉を実施している。 多目的公園整備に必要な用地造成については、土砂採取事業（関西国際空港用地造成会社）で実施したため大阪府として費用負担することなく実施できた。			